

1 概要

居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回判定期間ごとに居宅介護計画に位置づけたサービスについて、紹介率最高法人の名称等について記載した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成することになっている。

居宅介護計画に位置づけたサービスのいずれかのサービスについて、正当な理由なく、紹介率最高法人の占める割合が 80% を超える場合には、1 月につき 200 単位を所定単位数から減算するもの。

2 平成 28 年後期分から、「正当な理由の範囲」の取扱いを変更

【主な変更点】

(1) 正当理由の範囲を変更

① 正当理由に以下を追加

- ・訪問看護事業所で、看護体制強化加算を算定している場合
- ・通所介護事業所で、認知症加算を算定している場合
- ・通所介護事業所で、中重度者ケア体制加算を算定している場合
- ・通所リハビリテーション事業所で、中重度者ケア体制加算を算定している場合
- ・医療系サービスにおいて、特定の医療行為に対応できるなどサービスの質が高く、指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するために特定の事業所に集中していると認められる場合

(※ 計算方法については、別添 QA 参照)

② 地域性を考慮すると 1 事業所しかない場合（通所介護に限る）等は削除

(2) 事業所数の考え方の変更

変更前：医療みなしの事業所は含まない

変更後：判定期間の最初の月（後期については、9 月）の給付実績がある事業所は含む

⇒正当な理由の範囲 1：居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合に影響

3 その他留意事項

(1) 80% を超えた場合には、正当な理由にあたる場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を所管の健康福祉センターに提出すること。

(2) 地域密着型通所介護は、通所介護と一体的に計算して差し支えないこと。

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書

平成 28 年 9 月 1 日

栃木県知事 様

開設（事業）者

所在地

宇都宮市埴田 1-1-20

名称

株式会社県庁介護

代表者職・氏名

代表取締役 県庁 花子

印

記入例

居宅介護支援サービス計画における紹介率最高法人等の状況については、下記のとおりとなりましたので提出します。

事業所番号	0	9	1	2	3	4	5	6	7	8
事業所名	県庁居宅介護支援									
指定年月日	平成 27 年 4 月 1 日									
休止・廃止年月日	※休止・廃止した場合のみ記入 平成 年 月 日									
事業所所在地	宇都宮市埴田 1-1-20									
通常の事業の実施地域	宇都宮市									
担当者名・電話番号	県庁 太郎 (028-623-3149)									

判定期間	平成	28	年度	（前期）後期		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均	
				後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月					
①居宅サービス計画の総数						70	70	69	70	68	70	417		70	
訪問介護	②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数						41	41	40	39	38	41	240	A	40
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数						34	34	31	32	31	33	195	B	
	紹介率最高法人の名称						株式会社宇都宮								
	住所						宇都宮市埴田1-1-20 栃木県合同庁舎2階								
	代表者名						県庁 一郎								
	事業所名 1（事業所番号）						訪問介護宇都宮			(0911111111)					
	事業所名 2（事業所番号）						訪問介護宇都宮西			(0922222222)					
④割合（B÷A×100）												単位：％	81.3%		
⑤80%を超えている場合の理由（下表の中から該当番号を記入すること）												番号	5①		
訪問入浴介護	②訪問入浴介護を位置付けた居宅サービス計画数													C	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数													D	
	紹介率最高法人の名称						原本は以下の県ホームページからダウンロードできます。 ホーム>福祉・医療>高齢者>介護保険>事業者の方へ （各種手続き、指導監査等）>介護報酬に関する手続きについて								
	住所														
	代表者名														
	事業所名 1（事業所番号）														
	事業所名 2（事業所番号）														
④割合（D÷C×100）												単位：％	#####		
⑤80%を超えている場合の理由（下表の中から該当番号を記入すること）												番号			
訪問看護	②訪問看護を位置付けた居宅サービス計画数													E	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数													F	
	紹介率最高法人の名称														
	住所														
	代表者名														
	事業所名 1（事業所番号）														
	事業所名 2（事業所番号）														
④割合（F÷E×100）												単位：％	#####		
⑤80%を超えている場合の理由（下表の中から該当番号を記入すること）												番号			

訪問リハビリテーション	②訪問リハビリテーションを位置付けた居宅サービス計画数									G	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									H	
	紹介率最高法人の名称										
	住所										
	代表者名										
	事業所名1 (事業所番号)								()	
	事業所名2 (事業所番号)								()	
④割合 (H÷G×100)									単位：%	#####	
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
通所介護等	②通所介護を位置付けた居宅サービス計画数									I	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									J	
	紹介率最高法人の名称										
	住所										
	代表者名										
	事業所名1 (事業所番号)								()	
	事業所名2 (事業所番号)								()	
④割合 (J÷I×100)									単位：%	#####	
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
通所リハビリテーション	②通所リハビリテーションを位置付けた居宅サービス計画数									K	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									L	
	紹介率最高法人の名称										
	住所										
	代表者名										
	事業所名1 (事業所番号)								()	
	事業所名2 (事業所番号)								()	
④割合 (L÷K×100)									単位：%	#####	
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
短期入所生活介護	②短期入所生活介護を位置付けた居宅サービス計画数									M	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									N	
	紹介率最高法人の名称										
	住所										
	代表者名										
	事業所名1 (事業所番号)								()	
	事業所名2 (事業所番号)								()	
④割合 (N÷M×100)									単位：%	#####	
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
短期入所療養介護	②短期入所療養介護を位置付けた居宅サービス計画数									O	###
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									P	
	紹介率最高法人の名称										
	住所										
	代表者名										
	事業所名1 (事業所番号)								()	
	事業所名2 (事業所番号)								()	
④割合 (P÷O×100)									単位：%	#####	
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		

特定施設入居者生活介護	②特定施設入居者生活介護を位置付けた居宅サービス計画数									Q	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									R		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名 1 (事業所番号)								()		
	事業所名 2 (事業所番号)								()		
④割合 (R÷Q×100)	単位：%									#####		
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)										番号		
福祉用具貸与	②福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数									S	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									T		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名 1 (事業所番号)								()		
	事業所名 2 (事業所番号)								()		
④割合 (T÷S×100)	単位：%									#####		
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)										番号		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	②定期巡回・随時対応型訪問介護看護を位置付けた居宅サービス計画数									U	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									V		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名 1 (事業所番号)								()		
	事業所名 2 (事業所番号)								()		
④割合 (V÷U×100)	単位：%									#####		
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)										番号		
夜間対応型訪問介護	②夜間対応型訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数									W	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									X		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名 1 (事業所番号)								()		
	事業所名 2 (事業所番号)								()		
④割合 (X÷W×100)	単位：%									#####		
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)										番号		
認知症対応型通所介護	②認知症対応型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数									Y	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									Z		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名 1 (事業所番号)								()		
	事業所名 2 (事業所番号)								()		
④割合 (Z÷Y×100)	単位：%									#####		
⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)										番号		

小規模多機能型居宅介護	②小規模多機能型居宅介護を位置付けた居宅サービス計画数									a	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									b		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名1 (事業所番号)								()			
	事業所名2 (事業所番号)								()			
	④割合 (b÷a×100)								単位：%	#####		
	⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
認知症対応型共同生活介護	②認知症対応型共同生活介護を位置付けた居宅サービス計画数									c	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									d		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名1 (事業所番号)								()			
	事業所名2 (事業所番号)								()			
	④割合 (d÷c×100)								単位：%	#####		
	⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
地域密着型特定施設入居者生活介護	②地域密着型特定施設入居者生活介護を位置付けた居宅サービス計画数									e	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									f		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名1 (事業所番号)								()			
	事業所名2 (事業所番号)								()			
	④割合 (f÷e×100)								単位：%	#####		
	⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		
看護小規模多機能型居宅介護	②看護小規模多機能型居宅介護を位置付けた居宅サービス計画数									g	###	
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数									h		
	紹介率最高法人の名称											
	住所											
	代表者名											
	事業所名1 (事業所番号)								()			
	事業所名2 (事業所番号)								()			
	④割合 (h÷g×100)								単位：%	#####		
	⑤80%を超えている場合の理由(下表の中から該当番号を記入すること)									番号		

(下表)

1	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、サービスごとでみた場合に5事業所未満である
2	特別地域居宅介護支援加算を算定している
3	判定期間中の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である
4	判定期間中に各サービスを位置付けた計画件数が、サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下である
5	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
	① 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容の意見・助言を受けている
	② 訪問介護事業所で、特定事業所加算Ⅰを算定している
	③ 訪問看護事業所で、看護体制強化加算を算定している
	④ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)で、認知症加算を算定している
	⑤ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)で、中重度者ケア体制加算を算定している
	⑥ 通所リハビリテーション事業所で、中重度者ケア体制加算を算定している場合
⑦ 医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所療養介護)において、特定の医療行為に対応できるなどサービスの質が高く、指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため特定の事業所に集中していると認められる	
6	その他正当な理由として都道府県知事が認めた場合

【届出書の作成にあたっての留意事項】

- (1) 太枠内 緑セル 部分に入力してください。(黄セル 部分は自動計算されます。)
- (2) この届出書は、80%を超えなかった場合もすべての居宅介護支援事業所が作成し、5年間保存してください。
- (3) 事業所ごとに作成してください。法人単位ではありません。
- (4) 紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合は、3事業所目からは別紙に記入してください。
- (5) いずれかのサービスにおいて割合が80%を超えたときは、この届出書を提出してください。(全ページです。両面印刷可。)
 - ※ 80%を超えている場合の理由が下表5①、⑦又は6に該当する場合、以下の書類を添付してください。
 - ・5①: 利用者の理由書及び地域ケア会議等で受けた意見・助言の内容を記載した書類
 - ・5⑦: 特定の医療行為に対応できるなど、主治の医師等と密接な連携の確保がされていることが分かる書類(医師の指示書や支援経過記録など)
 - ・6: 80%を超えた理由書及び挙証資料(様式は任意)
 - ※ 80%を超えている場合の理由が5①、⑦又は6以外の場合であっても、挙証資料の整備・保管は必要です。実地指導において確認するほか、必要に応じて提出を求めることがあります。
 - ※ **減算の適用の有無が変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出も必要です。**
- (6) 提出期限は、前期は9月15日、後期は3月15日です。提出先は以下のとおりです。

事業所が所在する市町	提出先
鹿沼市、日光市	県西健康福祉センター 〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL 0289-64-3125
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター 〒321-4305 真岡市荒町2-15-10 TEL 0285-82-2139
栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	県南健康福祉センター 〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-21-2294
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北健康福祉センター 〒324-8585 大田原市住吉町2-14-9 TEL 0287-23-2172
足利市、佐野市	安足健康福祉センター 〒326-0032 足利市真砂町1-1 TEL 0284-41-5900

※ 宇都宮市については、宇都宮市に御確認ください。

- (7) 記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、県が判断し、減算の適用の有無を通知します。

平成 28 年度後期分より適用

特定事業所集中減算における「正当な理由の範囲」の取扱い

1	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
2	特別地域居宅介護支援加算を算定している場合
3	判定期間中の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
4	判定期間中に各サービスを位置付けた計画件数が、サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下である場合
5	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した場合
	① 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容の意見・助言を受けている場合
	② 訪問介護事業所で、特定事業所加算Ⅰを算定している場合（※1）
	③ 訪問看護事業所で、看護体制強化加算を算定している場合（※1）
	④ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）で、認知症加算を算定している場合（※1）
	⑤ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）で、中重度者ケア体制加算を算定している場合（※1）
	⑥ 通所リハビリテーション事業所で、中重度者ケア体制加算を算定している場合（※1）
⑦ 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所療養介護）において、特定の医療行為に対応できるなどサービスの質が高く、指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため特定の事業所に集中していると認められる場合（※2）	
6	その他正当な理由として都道府県知事が認めた場合

（※1） 当該加算を算定している事業所を計画数から除外して再計算する。

（※2） 挙証資料として、「医師の指示書」、「支援経過記録」、「サービス提供に関する医師の指示を記録した文書」等、主治の医師の指示を示す書類を残しておくことが必要である。この場合に、主治の医師の指示があった利用者計画数を除外して再計算する。

【注】

1 訪問介護サービス等

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(※)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※)、認知症対応型共同生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)、地域密着型通所介護 ※利用期間を定めて行うものに限る。

2 事業所数の考え方

判定期間の期首（前期は3月1日、後期は9月1日）の事業所数（医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の給付実績がある事業所は含み、最初の月の給付実績がない事業所については含まない。）

なお、判定期間中に事業所数の変更があった場合の考え方は以下のとおり。

【居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域が変更】

① 事業の実施地域が拡大した場合 → 期末の実施地域で判断する。

② 事業の実施地域が縮小した場合 → 期首の実施地域で判断する。

※ これらの場合における変更日は、変更届の受理日か運営規定の変更日のいずれか遅い方とする。また、それが期首日である場合、当該変更後の数で判断する。

【訪問介護サービス等の事業所が増減】

① 事業所が増加した場合 → 期首の事業所数で判断する。

※ この場合における増加日は、指定日とする。（営業開始日ではない。）

② 事業所が減少した場合 → 期末の事業所数で判断する。

※ この場合における減少日は、廃止届の受理日か実際の廃止日のいずれか遅い方とする。

3 栃木県における特別地域

- 山村振興法第7条第1項により指定された振興山村（旧市町村単位）
佐野市（旧野上村・旧飛駒村・旧氷室村）、鹿沼市（旧加蘇村・旧西大芦村・旧板荷村・旧栗野町・旧永野村・旧粕尾村）、日光市（旧日光町・旧小来川村・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町・旧三依村）、矢板市（旧泉村）、大田原市（旧須賀川村・旧両郷村）、那須塩原市（旧高林村・旧塩原町）、栃木市（旧真名子村）、茂木町（旧逆川村）、塩谷町（旧玉生村）、那須町（旧伊王野村・旧芦野町）、那珂川町（旧大内村・旧大山田村）
- 厚生労働省が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
鹿沼市深程の区域

4 挙証資料の整備・保管

挙証資料は、第三者が見た場合に事実が確認でき、要件を満たしていることを確認できるものであれば、資料の種類や様式は任意。これらは実地指導において確認するほか、必要に応じて提出を求めるので5年間保管すること。

市町別 事業所数一覧表【医療みなしのあるサービス】

この表は、国民健康保険団体連合会から提供を受けた「平成28年9月サービス提供分(平成28年10月審査分)介護報酬支払実績額リスト」をもとに作成しました。

月遅れで請求を行う事業所もあるため、目安として御活用ください。

※()の数は、医療みなしの事業所数。

所在市町名	事業所数			同一市町内で5事業所未満		
	訪問看護	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	訪問看護	訪問 リハビリ	通所 リハビリ
宇都宮市	25(1)	8(7)	21(8)			
足利市	7	1(1)	9(3)		○	
栃木市	10(1)	2(1)	13(6)		○	
佐野市	6	2(1)	7(2)		○	
鹿沼市	3	1(1)	3(1)	○	○	○
日光市	5(3)	4(1)	4		○	○
小山市	4(1)	2(1)	11(5)	○	○	
真岡市	2	0	7(4)	○	○	
大田原市	6	0	3(1)		○	○
矢板市	2	1(1)	4(2)	○	○	○
那須塩原市	5	3(2)	3(1)		○	○
さくら市	2	0	3(1)	○	○	○
那須烏山市	3(1)	0	2	○	○	○
下野市	3	1(1)	4(4)	○	○	○
上三川町	0	1(1)	0	○	○	○
益子町	1	0	2	○	○	○
茂木町	1(1)	0	1	○	○	○
市貝町	0	0	0	○	○	○
芳賀町	0	0	0	○	○	○
壬生町	1	0	1	○	○	○
野木町	0	0	1	○	○	○
塩谷町	1	0	1(1)	○	○	○
高根沢町	1	0	1	○	○	○
那須町	1	0	0	○	○	○
那珂川町	0	0	0	○	○	○

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

居宅介護支援における特定事業所集中減算
（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて
計2枚（本紙を除く）

Vol.553

平成28年5月30日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3936)
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成28年5月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課

居宅介護支援における特定事業所集中減算
（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日より居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところですが、通所介護と地域密着型通所介護の取扱いについて別紙のとおり整理しましたので、貴県又は貴市におかれましては、管内市（区）町村、関係団体、関係機関等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

（照会先）

厚生労働省老健局振興課

人材研修係

電話 03-5253-1111(内線 3936)

(別紙)

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

(回答)

- 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

特定事業所集中減算に係るQ & A

◎ 制度全般に関することについて

Q1 訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A1

特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、当該居宅介護支援事業所の全ての利用者の居宅介護支援費を、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費も減算になります。

Q2 9月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。

A2

80%を超えているかどうかは、9月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

- ① 前期…判定期間：3月分から8月分 → 減算適用期間：10月分から3月分
- ② 後期…判定期間：9月分から2月分 → 減算適用期間：4月分から9月分

平成28年9月から平成29年2月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成29年4月分の請求から減算することになります。平成28年9月分に遡って返還するものではありません。

※ 減算すべきだったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還することになります。

◎ 基本的な提出方法について

Q3 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当していると思われます。

この場合でも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A3

80%を超えていれば正当な理由に該当していると思われる場合であっても、必ず「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出して下さい。

届出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載していただき、正当な理由に該当するかどうか、県で判断します。

Q4 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A4

80%を超えていなくても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成する必要があります。県への提出は不要ですが、事業所において5年間保存しなければなりません。

Q5 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）も提出する必要がありますか。

A5

「体制届」は、減算等の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。減算の適用が「なし」から「あり」に変わる場合には提出が必要です。

Q6 Q5の体制届はいつまでに提出すればよいですか。

A6

体制届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に提出してください。

判定期間が前期であれば9月15日が、後期であれば3月15日が提出期限です。

◎ 計算方法等について

Q7 計画したプラン数を数えるのですか。計画はしたが、入院等で全く実績が無かった場合の数は。また、給付管理が数カ月遅くなった場合の取扱いはどうなるのですか。

A7

給付管理が行われた利用者の実績で数えます。

全く利用がなかった場合はカウントしません。また、月遅れで報酬を請求したとしてもサービス提供月にカウントしてください。

Q8 区分変更の申請中などの理由により、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A8

サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q9 介護予防は件数に含まれますか。

A9
含まれません。

Q10 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A10
含まれません。

Q11 A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A11
紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q12 例えば、一人の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A12
「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ1件ずつカウントします。
(具体例)
訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合、
A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$
B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$
になります。

Q13 80%を超える、の端数処理については、どのようにすればいいですか。

A13
端数処理をする必要はありません。
=80%ちょうどであれば、80%を超えていません。届出書では少数点第1位までの記載になります。80.01%でも、80%を超えることになり減算の対象となります。

Q14 半年間の減算期間中に改善した（80%以下となった）場合、減算は中止になるのですか。

A14

中止になりません。

判定期間が前期の3月1日から8月末日までの場合の減算適用期間は10月1日から翌年3月31日まで、また判定期間が後期の9月1日から2月末日までの場合の減算適用期間は4月1日から9月30日までと決められています。

◎ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出の記入方法について

Q15 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A15

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Q16 届出書には80%を超えるサービスのみ記載するのですか。それとも、80%を超える超えないにかかわらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスはすべて記載するのですか。

A16

80%を超える超えないにかかわらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスについて、すべて記載してください。

◎ 正当な理由の範囲

Q17 「正当な理由の範囲」の取扱いの1に「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域」とありますが、この通常の事業の実施地域は、市町単位ですか。

A17

事業所の運営規程に記載の実施地域となります。例えば、運営規程に栃木市（旧藤岡町）、（旧岩舟町）としている場合には、藤岡町と岩舟町が通常の事業の実施地域となります。なお、当然のことながら、事業所の運営に合った実施地域を定めて下さい。

Q18 5②訪問介護事業所において、特定事業所加算Ⅰを算定している場合の計算方法はどのようにするのですか。

A18

居宅サービスを位置づけた計画のうち、特定事業所加算Ⅰを算定している事業所の計画については、除外して計算します。(分母・分子から除外する)。

【例】

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数 : 100件

うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数 : 85件 … ①

①のうち特定事業所加算Ⅰを算定している事業所を選択した計画数 : 70件…②

⇒ この場合、紹介率は $85 \div 100 = 85\%$ となりますが、

②を分母・分子から除くと

$(85 - 70) \div (100 - 70) = 50\%$ となるため、減算の対象外となります。

なお、この場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出するほか、別紙(様式任意)に前述のような計算式等を記入し、併せて提出してください。

Q19 訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数のうち、紹介率最高法人が複数の事業所、例えばA事業所とB事業所があり、A事業所のみ特定事業所加算Ⅰを算定している場合の計算方法はどのようにするのですか。

A19

特定事業所加算Ⅰを算定しているA事業所の計画数を分母・分子から除外して計算します。

Q20 5②訪問介護事業所において、特定事業所加算Ⅰの算定を判定期間の途中からはじめた場合、もしくは判定期間の途中から算定を辞めた場合の計算方法はどのようにするのですか。

A20

特定事業所加算Ⅰを算定している期間の計画数を分母・分子から除外して計算します。

Q21 その他正当な理由として都道府県知事が認めた場合とありますが、どのようなケースを正当な理由として考えていますか。

A21

- ・災害等により受入可能事業所が限定されていた場合
- ・他の居宅介護支援事業所の廃止、休止により引き受けることとなった利用者で、引き受ける前から当該法人が運営するサービス事業所に位置づけられていた計画を除いて再計算した結果80%以下となる場合
- ・市町(地域包括支援センターを含む)から虐待等の理由で緊急に受入を依頼された場合であって、当該居宅サービス計画を除いて再計算した結果80%以下となる場合などを想定しています。

【以下、平成 28 年後期分から適用】

Q22 訪問看護事業所において、看護体制強化加算を算定している場合の計算方法はどのようにするのですか。

A22

A18～A20 と同様の計算方法です。なお、通所介護事業所において、認知症加算を算定している場合、通所介護事業所において、中重度者ケア体制加算を算定している場合、通所リハビリテーション事業所において、中重度者ケア体制加算を算定している場合も同様の計算方法です。

Q23 「正当な理由の範囲」の取扱い5⑦で、「特定の医療行為に対応できるなどサービスの質が高く」となっていますが、サービスの質の高さの考え方、具体例を教えてください。

A23

- ・訪問看護の特別管理加算、通所リハビリ・短期入所療養介護の重度療養管理加算の対象となっている医療行為に対応できること。
- ・訪問看護、短期入所療養介護において、日本看護協会の認定する認定看護師を配置していること。
- ・訪問リハビリ、通所リハビリにおいて、言語聴覚士を配置していること。
- ・短期入所療養介護において、夜間を含むサービス提供時間帯を通じて看護職員を配置していること
などを想定しています。

Q24 「正当な理由の範囲」の取扱い5⑦で、「指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため」とは、どのような場合ですか。

A24

- ・利用者の医療的ケアの必要度が高く、在宅で生活するためには、主治の医師等との密接な連携の確保が不可欠で、主治の医師が一定のスキルを有する特定の事業所を紹介する必要がある場合
- ・利用者の在宅療養期間が長期にわたり、病状の維持の面から、継続的なケアが必要なことや関係機関が連携してケアにあたる観点から、主治の医師が特定の事業所を紹介する必要がある場合
などを想定しています。

【※ Q23、Q24 関係】

医師との連携や医師からの指示だけでは正当な理由にあたりませんので、医師にサービスの質が高い事業所であることや利用者にとって必要なサービスが提供される事業所であることの理由を確認し、正当な理由に該当することを記録し、保管して下さい。

Q25 5⑦について、サービスの質が高く、指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保した場合の計算方法について教えてください。

A25

サービスの質が高く、主治の医師の指示があった利用者を計画数から除外して計算をします（分母・分子から除外する）。

【例】

訪問看護を位置付けた居宅サービス計画数 : 100件

うち、紹介率最高法人を位置付けた計画数 : 81件 … ①

①のうちサービスの質が高く、主治の医師と密接な連携を確保した計画数 : 7件…②

⇒ この場合、紹介率は $81 \div 100 = 81\%$ となりますが、

②を分母・分子から除くと

$(81 - 7) \div (100 - 7) = 79.5\%$ となるため、減算の対象外となります。

なお、この場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出するほか、別紙（様式任意）に上記のような計算式等を記入して併せて提出してください。

◎ 医療みなしの事業所の取扱いについて

Q26 医療みなしの事業所は特定事業所集中減算の計算の対象になりますか。

A26

医療みなしの事業所も、各判定期間の最初の月（9月又は3月）の給付実績がある場合には、計算の対象に含めることになります。

Q27 「正当な理由の範囲」の取扱い1の通常の事業の実施地域に、事業所数が5事業所未満であったかどうかの判断をする際に、医療みなしの事業所の給付実績が分からないので、判断できないのですが。

A27

ホームページに掲載しております「市町別 事業所数一覧表（医療みなしのあるサービス）」により、各市町の事業所数を確認し、5事業所未満であるかの判断に御活用ください。